

原子力発電の安全確保対策等について

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生後7か月余りを経過しているが、いまだ収束に至らず、避難住民は不安定な生活を強いられ、我が国全体の国民生活や経済にも深刻な影響をもたらしている。

国において、当該原発事故の早期収束を図るとともに、事故原因の徹底究明や原子力施設の安全確保など、国民の安全な暮らしの回復に向けた対策がとられるよう、次の事項について強く要請する。

1 原子力発電所の安全確保

- (1) 福島第一原子力発電所の事故原因を速やかに徹底究明し、新たな知見に基づき安全基準の抜本的な見直しを行い、原子力施設の安全確保のために必要な対策を早急を実施すること。
- (2) その際、安全基準などの判断根拠を、国が責任を持って、立地及び周辺自治体に具体的に示すとともに、国民に説明すること。
- (3) 原子力安全庁（仮称）の設置に当たっては、単に経済産業省から分離するだけでなく、これまでの原子力安全規制体制の問題点を十分検証し、独立性・透明性の確保された、国民の理解が得られる規制体制を確立すること。

2 原子力防災対策の充実

- (1) 今回の事故における避難区域等が拡大されたことから、地域住民の不安が高まっており、事故発生時の住民の安全をどのような体制で確保するのか、国が責任を持って明確に示すこと。
- (2) 事故の想定、E P Zの範囲、オフサイトセンターの代替施設、複合災害の想定など、防災指針、防災基本計画の見直しを早急に行うこと。また、関係隣接県の取扱いの広範囲化を図るとともに、関係自治体が行う地域防災計画の見直しに対して協力・支援を行うこと。
- (3) 県境を越える広域避難や行政機能の移転等の課題に対しても対応できるよう、国が前面に立った防災体制を構築すること。
- (4) 災害に強い情報通信手段の整備を進めるとともに、モニタリングポストやS P E E D I端末の全国的な整備・活用を進めること。あわせて、S P E E D Iの計算範囲を拡大し、原子力災害が発生した場合に被害が及ぶおそれのある全地域が配信図形に反映されるようにすること。
- (5) 国は、緊急時モニタリング機器など原子力防災対策に必要な資機材等を自治体が整備する場合の財政支援を行うとともに、広域的な支援のため国においても整備・備蓄を行うこと。
また、緊急時モニタリング調査実施に必要な費用について、適切に措置すること。
- (6) 国は、関係隣接県等に対しても被ばく医療機関の整備や被ばく医療の専門的な知識を有する人材の養成を含め、原子力災害に対応する医療体制の整備に必要な費用について財政支援を行うこと。

3 放射性物質を含む廃棄物等に対する安全対策

- (1) 汚染された稲わら・堆肥など放射性物質を含む廃棄物等について、

安全な取扱・管理方法を明示するとともに、その管理に必要な費用について財政支援を行うこと。

(2) 処分施設については、国の責任において、整備・管理すること。

4 農業に対する風評被害対策等

(1) 国産牛肉に対する消費者の不安を払拭し、風評被害の拡大を防ぐため、国の責任により、牛肉の放射性物質検査など、地域の実情に応じた必要な措置を講じること。

さらに、消費者への情報の公表基準の統一化を図り、適切で正確な情報提供を行うこと。

(2) 農産物等の放射性物質検査について人的支援を行うとともに、既に自主的な検査を実施している自治体に財政支援を行うこと。

(3) 出荷自粛等となった生産者に対して、完全で速やかな損害賠償が円滑になされるよう、国として最大限の支援を行うこと。また、その間の営農継続に必要な無利子融資制度等を創設すること。

(4) 農産物等の風評被害が広範囲に及び風評被害による間接被害が発生している実態について、原子力損害賠償紛争審査会で調査・検討し、対象となる被害の範囲を拡大すること。

5 避難住民の健康対策

原発事故によって避難を余儀なくされた住民の健康への不安を払拭するため、避難住民が避難先の身近な所で内部被ばく線量検査の受診や保健所等による相談ができるようにするなど、国において財政措置等必要な対策を行うこと。

6 国民への十分な説明

(1) 国民の原子力発電に対する不安等にこたえるため、福島第一原子力発電所事故について国民が抱いている様々な疑問点について、国から明確に分かりやすく説明すること。

(2) 低線量被ばく等に関し、国民の不安が増大しており、国民へ科学的根拠を示しながら、繰り返し丁寧に説明すること。

平成23年10月26日

中国地方知事会



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	二	井	関	成